

# Northern Illinois University (NIU) における 危機対応指針及び手順

石 川 雅 健

## I. はじめに 一学校における危機管理について一

平成19（2007）年4月より1年間、私は、在外研究員としてアメリカ・イリノイ州シカゴ郊外に位置する北イリノイ大学（Northern Illinois University）に籍を置いていたが、帰国間際の2月14日・セントバレンタインデーの日、北イリノイ大学内の一教室で5人が死亡、16人が負傷し、犯人はその場で自殺するという痛ましい銃撃事件が起こった。目撃証言によると、現場は地質学の授業が行われていた講堂で、授業の終わる数分前に、ショットガン1丁と拳銃2丁を手にした男がカーテンの後ろから舞台上に姿を現し、無言で学生らに向かって銃を乱射したという。警察発表によると、通報を受けた警察官が2分で現場に到着したが、すでに男は舞台上で自殺し、動機は不明としている。（AP通信記事より）

北イリノイ大学では、事件の前年に起きたバージニア工科大学で学生や教授ら32人が亡くなった銃乱射事件を受け、事件発生からその後のフォローまでに関する危機管理マニュアルが作成されており、そのマニュアルに基づいて即座に手際よく対応したといわれている。

この銃乱射事件のあと、Boston Globeに「セキュリティ策を見直す大学」という記事が掲載され、バージニア工科大学での事件をきっかけにキャンパス内の安全維持の方針を変更する大学が増えていると指摘している。その内容の一つは、緊急情報を学生および大学関係者に流すシステムを作ることである。具体的には、携帯電話やPCへメール・ボイスメッセージを一斉に伝える仕組みが導入された大学があるという。これにはバージニア工科大学事件で犯人が最初に学生寮で2人殺したあとすぐに情報を流すことができず、大教室での大量殺人を招いたことへの反省がある。

二つ目は大学内警察の武装と特殊訓練である。特殊な訓練を受けたセキュリティ・チームを作り、これまでは武器を携行していなかった警備担当者全員に銃を持たせるという。アメリカの銃による殺人事件件数は年間1万件を超えていると言われており、銃社会に住み・生き残るために、自分の身は自分で守るという自己責任を重視するアメリカ社会においては、必然的発想であり対応なのかもしれないが、この点においては、日本には馴染まないように思われる。

一方、事件発生が学内か学外かの違いこそあれ、本学においても大惨事になりかねない類似の事件が発生した。平成19年5月17日午後3時47分、愛知県長久手町（現在は長久手市）で元暴力団員である男性が元妻を人質に取って民家に立てこもった「愛知長久手町立てこもり発砲事件」である。発生から解決まで約29時間に及び、愛知県警察の警察官1人が殉職、男性の妻子と警察官1人が負傷したが、事件場所は住宅密集地で、付近には小学校や本務校もあり、事件発生時刻が生徒や学生の下校時と重なったため、小学校は当時整備完了した直後のメール配信を用い、つつがなく子どもを保護者の下に返した。一方、近隣に位置している大学においては、事件現場に近い門を封鎖し、出入りを禁じた後、大回りして学生を帰宅させ事なきを得た。

そもそも学校は安全であるという神話が大きく崩れたのは、平成13年6月8日10時20分頃、凶器を持った男が大阪教育大学附属池田小学校に侵入し、児童8名が殺害され、児童13名と教諭2名に傷害を負わせた連続殺傷事件であろう（附属池田小事件）。文部省（当時）は、平成11年に京都市立日野小学校で発生した京都小学生殺害事件の後に「安全管理に関する通知」を出しているが、附属学校を設置管理する文部省及び大阪教育大学では各附属学校の安全措置の状況を把握していなかった。

上記の「北イリノイ大学銃撃事件」「愛知長久手町立てこもり事件」「大阪教育大学附属池田小学校事件」は、危機的状況が学校内か外か、死傷者の有無の違いこそあれ、学校の運営機能に支障をきたし特別な対応が求められる事態である学校危機（school crisis）に変わりない。

こうした危機について、文部科学省は、「自然災害（地震、津波、台風、落雷など）」「健康危機（感染症の発生、集団食中毒、有毒物質などによる健康被害）」「重大事故（火災、交通事故、汚染、学生の正課あるいは課外活動中の事故など）」「重大事件（不審者の侵入、盗難、ハラスメント事案の発生など）」を挙げている。また、宮林（2008）はリスク危機管理の対象分野として、①外的防御、治安維持などのセキュリティ（安全保障）、②災害対策、事故防止などのセーフティ安全）、③悪条件を克服して生き残りを図る生存維持、④不祥事、コンプライアンスなどが係る不都合回避、⑤新規事業開始、資産活用などの投資活動を挙げ、その中でも大学のリスク危機管理に関して、大学は企業と異なり教育機関として公的責務を背負った組織であり、教育を通じての社会貢献と研究成果の社会貢献を基盤とした存続発展を指摘し、企業

と大学の在り様の差異を指摘している。

上記のような様々な危機対応について、平成21年6月の学校安全保健法の改訂により学校安全計画の策定と実施、学校環境の安全確保、危険等発生時対処要領の策定による的確な対応の確保、地域の関係機関との連携による学校安全体制の強化をさらに推進するよう規定されたことで、幼・小・中・高等学校においては対策対応が浸透しているように思われる。しかしながら、大学においてはその対象が成人も含むこと、設置者の相違、規模の大きさ、地域や設置学部との相違などから各大学の自主的管理に任されているように感じられる。

文部科学省によると、平成25年5月現在におけるわが国の大学数は、国立86校、大学共同利用機関法人11施設、公立83校、私立601校、合計770校である（在学者数は、国立614,785人、公立146,159人、私立2,107,984人、合計2,868,928人）。平成19年度文部科学省の資料では、国立大学法人・大学共同機関法人の改革数新状況では、危機管理マニュアルを策定している法人は91であった。つまり、国立に関しては93%以上（91/97）の大学で危機管理に対応すべくマニュアルが策定されているものの、全大学生数の73%以上を占める私立大学では、対応が遅れている現状がある。そしてたとえマニュアルが策定しても、形骸化しては意味がなく、様々な危機を想定し危機管理体制を整備しておくことは必要不可欠であると考ええる。

また、安全点検やマニュアル作成など事件や事故を未然に防ぐための一次予防であるリスク・マネジメントだけでなく、事件・事故に対して迅速に対応し、被害を拡大しないように対処する二次的予防であるクライシス・マネジメントまで確立されていないのが現状であると思われる。加えて、学校（大学）全体、少人数グループ、個人を対象とした心理ケアを中・長期的、効果的に進める三次予防が重要であり、大学における設置者や規模、大学の特性や地域性などを考慮した危機管理体制の確立と実際的な対応が急務である。

そこで、本稿では、2007年4月16日に起きたバージニア工科大学の事件を受け、その年に改訂された Northern Illinois University (NIU) の危機対応指針及び手順（Crisis Response Policy and Procedure：以下 CRPP と略す）を以下に記し、目次にあるように、学生が直面する危機を学内（大学施設、寮など）と学外、学生の死が絡む危機対応、学生の家族が直面する危機、メディア対応、性的暴力に関する指針がどのように記述されているか示し、さらにはそれらがわが国の大学の危機管理マニュアル策定の一助となればと考える。

## II. NIU における危機対応指針及び手順 (Crisis Response Policy and Procedure 2007–2008)

### 目次

目的と理念	2
学生が直面する危機への対応に関するチームメンバー／一般的手順	
学生寮あるいは大学アパートにて	4 / 5
ギリシャ施設にて	6 / 7
非居住大学施設にて	8 / 9
学外にて	10 / 11
学生の死への対応に関するチームメンバー／一般的手順（自殺あるいは事故）	
学生寮あるいは大学アパートにて	12 / 13
ギリシャ施設にて	15 / 16
非居住大学施設にて	18 / 19
学外にて	21 / 22
学生の家族が直面する危機	24
学生寮および大学アパートでの危機発生時におけるメディア対応手順	25
性的暴力に関する指針	26

### 目的と理念

学年度を通じて、大学では学生課所属の様々な専門家およびその他関係者による適切な処理を要する危機が多く起こる。ほとんどの場合、学生課内の複数の部門間における単純な通知およびコミュニケーション（例：ルームメイトとの不一致への対処）以上の著しい関与は必要ないものの、学生課内の複数の部門間およびその他関係者が力を合わせて対処しなければならない重大な危機が起こる場合もある。大学コミュニティに影響を及ぼす様々な危機を可能な限り予知し、これを防ぐ概説は存在しない。

こうしたことから、危機対応の手順を作成することにより、最終的には学生が直面する危機

による困難に力を合わせて立ち向かう、学生を第一に考える専門家としての私たちの能力を強化する枠組につながることを期待されるのである。

危機を定義する上で考慮すべき変数は数多く存在する。勉学上の要件を満たすための学生の能力に影響を及ぼす状況に加え、本指針では、「危機」を以下の基準の一つ以上含むものとして定義する。

- 事件が周囲のコミュニティおよびその他個人に影響を及ぼす可能性がある
- 事件がメディアの注目を集める可能性がある
- 法的措置あるいはリスク管理に関する論点が含まれる
- 事件がNIUによる継続的な取り組みあるいは長期に渡る介入を要する
- 職員として、援助なしに当該状況に対処することがいささか不安に感じられる

以上の項目のいずれかに肯定的に返答がなされる場合、危機に直面している可能性が高いということになる。これまでの経験から、懸念事項がある場合には常に警鐘を鳴らすことが求められる。十分考慮せずにいるよりも、むしろ考慮しすぎる方が望ましいのである。本指針に提示するモデルは、学生課が学生の直面する危機にどのように対処するかを概説したものである。

危機対応チーム（CRT）の委員長は、主な危機対応（例：学生の死、性的暴行、自殺未遂など）において中心となって調整を行う。危機対応チームの委員長は、学生課副課長から危機対応の主たる調整の責務を委任されている。危機対応チームの委員長、あるいは勤務中の委員長は、主な危機に関して早急に連絡を受ける。連絡を受けた委員長は、学生課副課長に連絡する。委員長不在の場合、危機に対処する上での全責任と権限は、適任とされる危機対応チームのメンバーに委任される。

学生課の各部門は、それぞれの専門性に基づき、各々職員、責務、手順を調整する責務を担う。各部門は、各々コミュニケーション、協議、学生課内における危機対応チームへの参加を調整する上で適任である個人を任命する責務を担う。

危機発生後、委員長は報告のため危機対応チーム会議を招集する。危機対応チームは、学生が直面する危機に関与している各部門の代表者により構成される。危機対応チームは、適切な対応とモニタリングの計画を立てる。特に危機が大学コミュニティに重大な影響を及ぼす場合

には、追加の報告会が召集、実施されることもある。

危機対応チームは、以下の学生課職員により構成される。

学生課副課長 委員長  
学生保健・健康部門 部長補佐  
学生支援部門 部長補佐  
多様性・公正部門 部長補佐  
住居・食事部門 事務局長  
通勤および非伝統的學生支援部門 部長  
カウンセリングおよび学生発達センター 所長  
司法事務部門 部長

以下の手順の有効性を判断するため、危機対応チームは一学期に二度、訓練を実施する。

危機対応チームの委員長は、学生が直面する危機への対応の成功具合を検討するため、各学期中に検討会議を招集する。指針と手順の変更に関する提案は、この検討会において決定される。

危機対応チームのメンバーは交代制で勤務し、夜間・週末も対応する。各学期の予定表の写しは大学警察、デカルブ市警察、およびデカルブ郡保安局に提供される。

学生が直面する危機への対応に関するチームメンバーの手順  
学生寮あるいは大学アパートにて

第一対応者の手順：

ステップ1 緊急を要する被害が見られる場合、911番通報する。  
状況を判断する任務を負う待機中の寮長に連絡する。

待機中である寮長の手順：

ステップ1 後援となる住居生活次長に連絡する。  
ステップ2 必要な職員を現場に派遣する。  
ステップ3 次長による指示および法執行機関・消防職員との協議／指示に基づき、その他職員の支援を要請する（学生寮長、コミュニティ顧問、学生寮運営職員など）。

ステップ4 メディアからの問い合わせはすべて学生課副課長室に照会される。学生課副課長室は、広報部門および大学弁護団との協議に基づき、大学としての正式な対応を公表する。

後援にあたる次長の手順：

ステップ1 後援にあたる住居生活次長は、現場の学生課職員に指示を出す。

ステップ2 次長は、法執行機関および救急のスタッフが建物から出発する時点まで、主たる連絡窓口となる。

ステップ3 次長は、法執行機関や救急のスタッフおよびその他関係者を主たる事件現場に案内する上で連絡窓口補佐となる人物を任命する（多くの場合、待機中の寮長）。

ステップ4 必要性および警察・消防職員との協議／指示に基づき、連絡窓口補佐となる人物に対し、他職員への支援要請を行うよう指示する。

ステップ5 状況に関し、住居生活部長に連絡する。

住居生活部長の手順：

ステップ1 重傷、施設損傷、メディアからの関心が存在する場合：

営業時間内の場合には、住居・食事部門事務局長および CRT 委員長に連絡する。不在あるいは営業時間後の場合は、待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。

住居・食事部門事務局長および危機対応チームメンバーの手順：

ステップ1 危機対応チーム委員長に連絡する。危機対応チーム委員長不在の場合には、学生課副課長に連絡する。

#### 学生が直面する危機への対応に関する一般的手順

##### 学生寮あるいは大学アパートにて

1. 待機中の寮長は状況を判断し、危機の種類と重大性を見極める。
2. 後援にあたる住居生活次長に連絡する。この人物が主たる連絡窓口となり、現場における関係者に指示を出す。次長は、法執行機関および救急のスタッフが建物から出発する時点まで、主たる連絡窓口となる。
3. 次長は、法執行機関や救急のスタッフおよびその他関係者を主たる事件現場に案内する上で連絡窓口を補佐する人物を任命する（多くの場合、待機中の寮長）。連絡補佐窓口と

なった人物は、次長の指示、あるいは警察・消防職員との協議／指示に基づき、その他職員への支援を要請する。危機発生時には、主たる窓口が現場からの、および現場への情報の流れの主要点となる。

- 3 A. 学生が地域の病院に搬送される場合、住居生活部門の職員は学生の容態を確認するため、病院へ向かう。
4. 必要な場合、次長は、次長一連絡窓口補佐間の円滑なコミュニケーションのため、大学警察に無線を二台要請する。必要な場合、次長と連絡窓口補佐は早急に現場に駆け付ける。
5. 状況に関して、住居生活部長は連絡を受ける。重傷、施設損傷、メディアからの関心が存在する場合、部長は住居・食事部門事務局長に連絡し、事務局長は待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。待機中の CRT メンバーは CRT 委員長に連絡する。
6. CRT 委員長不在の場合、待機中の危機対応チームメンバーは、学生課副課長に通知する。学生課副課長は必要に応じて上層部の指導者に状況を報告する。
7. 学生課副課長は状況に関して広報部門に通知する。
8. メディアによる関与がある場合、「学生寮および大学アパートにおける危機発生時におけるメディア対応手順」に従う。
9. 学生課副課長室は、司法に関する検討事項あるいは在籍の継続に関する決定の方針および手順を開始する。

#### 学生が直面する危機への対応に関するチームメンバーの手順

##### ギリシャ施設にて

第一対応者の手順：

- ステップ1 緊急を要する被害が見られる場合、911番通報する。
- ステップ2 状況を判断するため、ギリシャ関連学生参加・リーダーシップ育成次長あるいは待機中の SILD 被指名者に連絡する。

ギリシャ関連学生参加・リーダーシップ育成次長の手順：

- ステップ1 状況を判断する。
- ステップ2 学生参加・リーダーシップ育成部長に連絡する。
- ステップ3 学生参加・リーダーシップ育成部長は、待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。待機中の CRT メンバーは CRT 委員長に連絡する。

危機対応チーム委員長（委員長不在の場合、CRT メンバー）の手順：



ステップ1 重傷、施設損傷、メディアからの関心が存在する場合、学生課副課長に連絡する。

#### 学生が直面する危機への対応に関する一般的手順

##### ギリシャ施設にて

1. 緊急を要する被害が見られる場合、911番通報する。
2. 状況を判断するため、ギリシャ関連学生参加・リーダーシップ育成次長あるいは待機中のSILD被指名者に連絡する。
3. 状況に応じて、次長は学生参加・リーダーシップ育成部長と待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。状況が深刻ではない場合、次長は翌営業日に学生参加・リーダーシップ育成部長と共に報告書を提出する。
  - 3 A. 学生が地域の病院に搬送される場合、ギリシャ生活部門の職員は学生の容態を確認するため、病院へ向かう。
4. CRT 委員長不在の場合、待機中の危機対応チームメンバーは、学生課副課長に通知する。学生課副課長は、必要に応じて上層部の指導者に状況を報告する。
5. メディアからの問い合わせはすべて学生課副課長室に照会される。学生課副課長室は、広報部門および大学弁護団との協議の基づき、大学としての正式な対応を公表する。

#### 学生が直面する危機への対応に関するチームメンバーの手順

##### 非居住大学施設にて

第一対応者の手順：

ステップ1 緊急を要する被害が見られる場合、911番通報する。

大学警察の手順：

ステップ1 大学警察との協議の下、状況を判断する施設管理者に連絡する。

ステップ2 待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。

危機対応チームメンバーの手順：

ステップ1 重傷、施設損傷、メディアからの関心が存在する場合、CRT 委員長に連絡する。

CRT 委員長不在の場合、学生課副課長に連絡する。

学生が直面する危機への対応に関する一般的手順  
非居住大学施設にて

1. 緊急を要する被害が見られる場合、911番通報する。
2. 大学警察は、大学警察との協議の下状況を判断する施設管理者に連絡する。
3. 大学警察は待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。危機対応チームメンバーは CRT 委員長に連絡する。
4. 重傷、施設損傷、メディアからの関心が存在する場合、CRT 委員長は学生課副課長に通知する。学生課副課長は、必要に応じて上層部の指導者に状況を報告する。
5. 学生課副課長室は、司法に関する検討事項あるいは在籍の継続に関する決定の方針および手順を開始する。
6. メディアからの問い合わせはすべて学生課副課長室に照会される。学生課副課長室は、広報部門および大学弁護士との協議の基づき、大学としての正式な対応を公表する。

学生が直面する危機への対応に関するチームメンバーの手順  
学外にて

第一対応者の手順：

- ステップ1 緊急を要する被害が見られる場合、911番通報する。  
ステップ2 適切な警察機関が大学警察に連絡する。

大学警察の手順：

- ステップ1 待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。

危機対応チームメンバーの手順：

- ステップ1 重傷、施設損傷、メディアからの関心が存在する場合、CRT 委員長に連絡する。  
CRT 委員長不在の場合、学生課副課長に連絡する。

学生が直面する危機への対応に関する一般的手順  
学外にて

1. 緊急を要する被害が見られる場合、911番通報する。
2. 適切な警察機関が大学警察に連絡する。
3. 大学警察が待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。
4. 重傷、施設損傷、メディアからの関心が存在する場合、CRT 委員長に連絡する。CRT 委

員長不在の場合、学生課副課長に連絡する。学生課副課長は、必要に応じて上層部の指導者に状況を報告する。

5. 学生課副課長室は、司法に関する検討事項あるいは在籍の継続に関する決定の方針および手順を開始する。
6. メディアからの問い合わせはすべて学生課副課長室に照会される。学生課副課長室は、広報部門および大学弁護団との協議のに基づき、大学としての正式な対応を公表する。

学生の死への対応に関するチームメンバーの手順  
学生寮あるいは大学アパートにて

第一対応者の手順：

- ステップ1 911番通報する。
- ステップ2 月曜日から金曜日の午前8時から午後4時半の場合には、住居生活部長に連絡する。  
月曜日から金曜日の午後4時半から午前8時まで、および週末の場合には、4頁「学生が直面する危機への対応に関するチームメンバーの手順—学生寮あるいは大学アパートにて」に従う。
- ステップ3 現場に第一に駆けつけた者：法執行機関あるいは救急のスタッフ以外の個人が、現場およびその周囲を目にしたり、近づいたりしないよう計らう。
- ステップ4 大学幹部、法執行機関および救急スタッフに対し、目撃者である可能性のある人物を特定する。
- ステップ5 月曜日から金曜日の午前8時から午後4時半の間は、カウンセリングおよび学生発達センター（CSDC）所長に通知する。所長が不在の場合、大学警察を通じて待機中のカウンセラーに連絡する。

住居生活部長の手順：

- ステップ1 住居・食事部門事務局長に連絡する。不在の場合、待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。

住居・食事部門事務局長の手順：

- ステップ1 CRT委員長に連絡する。委員長不在の場合、待機中のCRTメンバーは学生課副課長に連絡する。

学生の死への対応に関する一般的手順（自殺あるいは事故）

学生寮あるいは大学アパートにて

1. 学生の死が学生寮あるいは大学アパートで発見された場合、即座に911番通報する。
2. 通常営業時間内に学生の死が発見された場合、住居生活部長に連絡する。夜間や週末の場合には、5頁に記された「学生が直面する危機への対応に関する一般的手順—学生寮あるいは大学アパートにて」に従う。住居生活部長は待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。待機中の危機対応チームメンバーはCRT委員長に連絡する。
3. 現場へ第一に到着した者は、他の個人が被害者およびその周辺を目にすることがないように計らう。
4. 遺体あるいは遺体が発見された領域に人々を近づけない。適切な警察あるいは救急スタッフのみが現場に入ることのできる権限を持った関係者である。
5. 大学幹部、法執行機関、あるいは救急スタッフに対し、情報提供可能な個人を特定する（例：名前、住所、電話番号など）。
6. 学生の死についての連絡を受けた後、活動可能な待機中の学生寮長および待機中のコミュニティ顧問は全員、悲観している学生およびトラウマに苦しむ学生をケアするため、学生寮に向かう。また、カウンセリングおよび学生発達センター所長が通知を受ける。所長が不在の場合、大学警察を通じて待機中のカウンセラーに連絡する。
7. 連絡を受けたカウンセリングおよび学生発達センター（CSDC）は、大学コミュニティのメンバーに一对一あるいは少人数によるカウンセリングを行う。CSDCはまた、トラウマに苦しむ人々にサービスや支援を提供しているスタッフに対し、協議や支援を提供する。
8. カウンセリングおよび学生発達センター所長は、大学代表者および地域の精神保健機関の関与の必要性を決定する。
9. CRT委員長が不在の場合、対応を行う危機対応チームメンバーは、学生課副課長への通知を調整する。学生課副課長は、必要に応じて上層部の指導者に状況を報告する。
10. 検察医は両親／保護者への通知を調整する。
11. CRT委員長は危機対応チームを招集し、必要な場合には引き続き調整を行う。
12. 学生課副課長あるいは任命された者は、広報部門と一般弁護士に連絡し、状況を通告し、適切なメディア対応を決定する。
13. 学生課副課長室は、家族に対し初めの哀悼の意を表明する。CRT委員長あるいはCRTメンバーは、家族に対する支援の提供に関する計画および機会を判断するため、家族との連絡を継続する。
14. 学生課副課長室は、適切な職員との協働により、大学に対する通知を調整する。

15. CRT 委員長あるいは CRT メンバーは、適切な職員との協働により、大学代表者の一人あるいは CSDC の下、友人や親交のあった人物が追悼の集いあるいは追悼式を行うことを希望しているかどうかを判断する。学生課副課長室は、学生の家族に出席への招待を伝える。
16. CRT 委員長あるいは CRT メンバーは、ホームズ学生センターおよびギリシャ関連部門と協力して、追悼式および参列者が署名する追悼の本を含め、一連の追悼儀式を定める。この追悼の本は学生の家族に贈呈される。自殺の場合、追悼儀式の妥当性は CSDC 所長との協議の上判断される。
17. 学生の両親／保護者および学生の親戚に対する公式書簡は、すべて学生課副課長室から送付される。書簡には、学生の家族と大学との間の公式手続きを終える上で必要となる情報／指示が記載される。払い戻しはすべてしかるべき部門が対応し、会計室により処理される。
18. CRT 委員長は、必要な場合、報告および進行中の取り組みの必要性を判断するため、本件に関係している職員による会議を招集する。

#### 学生の死への対応に関するチームメンバー手順

##### ギリシャ施設にて

##### 第一対応者の手順：

- ステップ 1 911 番通報する。
- ステップ 2 デカルブ市警察が次に大学警察に連絡する。
- ステップ 3 月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 4 時半の場合には、ギリシャ関連学生参加・リーダーシップ育成次長あるいは学生参加・リーダーシップ育成部長に連絡する。  
月曜日から金曜日の午後 4 時半から午前 8 時まで、および週末の場合には、6 頁「学生が直面する危機への対応に関するチームメンバーの手順—ギリシャ施設にて」に従う。
- ステップ 4 CRT 委員長に連絡する。委員長不在の場合、待機中の CRT メンバーは学生課副課長に連絡する。
- ステップ 5 現場に第一に駆けつけた者：法執行機関あるいは救急のスタッフ以外の個人が、現場およびその周囲を目にしたたり、近づいたりしないよう計らう。
- ステップ 6 大学幹部、法執行機関および救急スタッフに対し、目撃者である可能性のある人物を特定する。

ステップ7 月曜日から金曜日の午前8時から午後4時半の間は、カウンセリングおよび学生発達センター所長に通知する。所長が不在の場合、大学警察を通じて待機中のカウンセラーに連絡する。

CRT 委員長あるいは待機中の危機対応チームメンバーの手順：

ステップ1 学生課副課長に連絡する。

### 学生の死への対応に関する一般的手順（自殺あるいは事故）

#### ギリシャ施設にて

1. 学生の死がギリシャ施設で発見された場合、即座に911番通報する。
2. 通常営業時間内に学生の死が発見された場合、ギリシャ関連学生参加・リーダーシップ育成次長あるいは学生参加・リーダーシップ育成部長に連絡する。夜間や週末の場合には、7頁に記された「学生が直面する危機への対応に関する一般的手順—ギリシャ施設にて」に従う。学生参加・リーダーシップ育成次長／部長は待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。
3. 現場へ第一に到着した者は、他の個人が被害者およびその周辺を目にすることがないように計らう。
4. 遺体あるいは遺体が発見された領域に人々を近づけない。警察あるいは救急スタッフのみが現場に入ることのできる権限を持った関係者である。
5. 大学幹部、法執行機関、あるいは救急スタッフに対し、情報提供可能な個人を特定する（例：名前、住所、電話番号など）。
6. カウンセリングおよび学生発達センター所長が通知を受ける。所長が不在の場合、大学警察を通じて待機中のカウンセラーに連絡する。
7. 連絡を受けたCSDCは、大学コミュニティのメンバーに一对一あるいは少人数によるカウンセリングを行う。CSDCはまた、トラウマに苦しむ人々にサービスや支援を提供しているスタッフに対し、協議や支援を提供する。
8. CSDC所長は、大学代表者および地域の精神保健機関の関与の必要性を決定する。
9. 対応する危機対応チームメンバーがCRT委員長への通知を調整する。CRT委員会は学生課副課長、学長、総長に通知する。学生課副課長は、必要に応じて上層部の指導者に状況を報告する。
10. 検察医は両親／保護者への通知を調整する。
11. CRT委員長は危機対応チームを招集し、必要な場合には引き続き調整を行う。

12. 学生課副課長あるいは任命された者は、広報部門と一般弁護士に連絡し、状況を通告し、適切なメディア対応を決定する。
13. 学生課副課長室は、家族に対し初めの哀悼の意を表明する。CRT 委員長あるいは CRT メンバーは、家族に対する支援の提供に関する計画および機会を判断するため、家族との連絡を継続する。
14. 学生課副課長室は、適切な職員との協働により、大学に対する通知を調整する。
15. CRT 委員長あるいは CRT メンバーは、適切な職員との協働により、大学代表者の一人あるいは CSDC の下、友人や親交のあった人物が追悼の集いあるいは追悼式を行うことを希望しているかどうかを判断する。学生課副課長室は、学生の家族に出席への招待を伝える。
16. CRT 委員長あるいは CRT メンバーは、ホームズ学生センターおよびギリシャ関連部門と協力して、追悼式および参列者が署名する追悼の本を含め、一連の追悼儀式を定める。この追悼の本は学生の家族に贈呈される。自殺の場合、追悼儀式の妥当性は CSDC 所長との協議の上判断される。
17. 学生の両親／保護者および学生の親戚に対する公式書簡は、すべて学生課副課長室から送付される。書簡には、学生の家族と大学との間の公式手続きを終える上で必要となる情報／指示が記載される。払い戻しはすべてしかるべき部門が対応し、会計室により処理される。
18. CRT 委員長は、必要な場合、報告および進行中の取り組みの必要性を判断するため、本件に関係している適切な職員による会議を招集する。

#### 学生の死への対応に関するチームメンバー手順

##### 非居住大学施設にて

##### 第一対応者の手順：

- ステップ 1 911 番通報する。
- ステップ 2 月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 4 時半の場合には、学生課副課長に連絡する。  
月曜日から金曜日の午後 4 時半から午前 8 時まで、および週末の場合には、CRT 委員長あるいは待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。
- ステップ 3 現場に第一に駆けつけた者：法執行機関あるいは救急のスタッフ以外の個人が、現場およびその周囲を目にしたたり、近づいたりしないよう計らう。
- ステップ 4 大学幹部、法執行機関および救急スタッフに対し、目撃者である可能性のある人

物を特定する。

ステップ5 月曜日から金曜日の午前8時から午後4時半の間は、カウンセリングおよび学生発達センター所長に通知する。所長が不在の場合、大学警察を通じて待機中のカウンセラーに連絡する。

危機対応チームメンバーの手順：

ステップ1 早急に学生課副課長に連絡する。

学生の死への対応に関する一般的手順（自殺あるいは事故）

非居住大学施設にて

1. 学生の死が寮以外の大学施設で発見された場合、即座に911番通報する。
2. 通常営業時間内に学生の死が発見された場合、学生課副課長に連絡する。夜間や週末の場合には、9頁に記された「学生が直面する危機への対応に関する一般的手順—非居住大学施設にて」に従う。
3. 現場へ第一に到着した者は、他の個人が被害者およびその周辺を目にすることがないように計らう。
4. 遺体あるいは遺体が発見された領域に人々を近づけない。適切な警察あるいは救急スタッフのみが現場に入ることのできる権限を持った関係者である。
5. 大学幹部、法執行機関、あるいは救急スタッフに対し、情報提供可能な個人を特定する（例：名前、住所、電話番号など）。
6. カウンセリングおよび学生発達センター（CSDC）所長が通知を受ける。所長が不在の場合、大学警察を通じて待機中のカウンセラーに連絡する。
7. 連絡を受けたCSDCは、大学コミュニティのメンバーに一对一あるいは少人数によるカウンセリングを行う。CSDCはまた、トラウマに苦しむ人々にサービスや支援を提供しているスタッフに対し、協議や支援を提供する。
8. カウンセリングおよび学生発達センター所長は、大学代表者および地域の精神保健機関の関与の必要性を決定する。
9. 対応している危機対応チームメンバーがCRT委員長に通知する。CRT委員長が不在の場合、CRTメンバーは、学生課副課長に通知する。学生課副課長は、必要に応じて上層部の指導者に状況を報告する。
10. 検察医は両親／保護者への通知を調整する。
11. CRT委員長は危機対応チームを招集し、必要な場合には引き続き調整を行う。



12. 学生課副課長あるいは任命された者は、広報部門と一般弁護団に連絡し、状況を通告し、適切なメディア対応を決定する。
13. 学生課副課長室は、家族に対し初めの哀悼の意を表明する。CRT 委員長あるいは CRT メンバーは、家族に対する支援の提供に関する計画および機会を判断するため、家族との連絡を継続する。
14. 学生課副課長室は、適切な職員との協働により、大学に対する通知を調整する。
15. CRT 委員長あるいは CRT メンバーは、適切な職員との協働により、大学代表者の一人あるいは CSDC の下、友人や親交のあった人物が追悼の集いあるいは追悼式を行うことを希望しているかどうかを判断する。学生課副課長室は、学生の家族に出席への招待を伝える。
16. CRT 委員長あるいは CRT メンバーは、ホームズ学生センターおよび住居・食事部門と協力して、追悼式および参列者が署名する追悼の本を含め、一連の追悼儀式を設立する。この追悼の本は学生の家族に贈呈される。自殺の場合、追悼儀式の妥当性はカウンセリングおよび学生発達センター所長との協議の上判断される。
17. 学生の両親／保護者および学生の親戚に対する公式書簡は、すべて学生課副課長室から送付される。書簡には、学生の家族と大学との間の公式手続きを終える上で必要となる情報／指示が記載される。払い戻しはすべてしかるべき部門が対応し、会計室により処理される。
18. CRT 委員長は、必要な場合、報告および進行中の取り組みの必要性を判断するため、本件に関係している適切な職員による会議を招集する。

#### 学生の死への対応に関するチームメンバーの手順

##### 学外にて

##### 第一対応者の手順：

- ステップ 1 緊急を要する被害が見られる場合、911 番通報する。
- ステップ 2 適切な警察機関が大学警察に連絡する。
- ステップ 3 月曜日から金曜日の午後 4 時半から午前 8 時まで、および週末の場合には、CRT 委員長および待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。  
月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 4 時半の場合には、学生課副課長に連絡する。
- ステップ 4 現場に第一に駆けつけた者：法執行機関あるいは救急のスタッフ以外の個人が、現場およびその周囲を目にしたたり、近づいたりしないよう計らう。

ステップ5 大学幹部、法執行機関および救急スタッフに対し、目撃者である可能性のある人物を特定する。

ステップ6 月曜日から金曜日の午前8時から午後4時半の間は、カウンセリングおよび学生発達センター所長に通知する。所長が不在の場合、大学警察を通じて待機中のカウンセラーに連絡する。

大学警察の手順：

ステップ1 早急に学生課副課長に連絡する。

危機対応チームメンバーの手順：

ステップ1 学生課副課長に連絡する。

#### 学生の死への対応に関する一般的手順（自殺あるいは事故）

##### 学外にて

1. 学生の死が寮以外の大学施設で発見された場合、即座に911番通報する。
2. 適切な警察機関が大学警察に連絡する。
3. 大学警察は待機中の危機対応チームメンバーに連絡する。
4. 現場へ第一に到着した者は、他の個人が被害者およびその周辺を目にすることがないように計らう。
5. 遺体あるいは遺体が発見された領域に人々を近づけない。適切な警察あるいは救急スタッフのみが現場に入ることのできる権限を持った関係者である。
6. 大学幹部、法執行機関、あるいは救急スタッフに対し、情報提供可能な個人を特定する（例：名前、住所、電話番号など）。
7. カウンセリングおよび学生発達センター所長が通知を受ける。所長が不在の場合、大学警察を通じて待機中のカウンセラーに連絡する。
8. 連絡を受けたカウンセリングおよび学生発達センター（CSDC）は、大学コミュニティのメンバーに一对一あるいは少人数によるカウンセリングを行う。CSDCはまた、トラウマに苦しむ人々にサービスや支援を提供しているスタッフに対し、協議や支援を提供する。
9. カウンセリングおよび学生発達センター所長は、大学代表者および地域の精神保健機関の関与の必要性を決定する。
10. 危機対応チームメンバーがCRT委員長に連絡する。CRT委員長は学生課副課長への通知を調整する。学生課副課長は、必要に応じて上層部の指導者に状況を報告する。

11. 検察医は両親／保護者への通知を調整する。
12. CRT 委員長は危機対応チームを招集し、必要な場合には引き続き調整を行う。
13. 学生課副課長あるいは任命された者は、広報部門と一般弁護士に連絡し、状況を通告し、適切なメディア対応を決定する。
14. 学生課副課長室は、家族に対し初めの哀悼の意を表明する。CRT 委員長あるいはCRT メンバーは、家族に対する支援の提供に関する計画および機会を判断するため、家族との連絡を継続する。
15. 学生課副課長室は、適切な職員との協働により、大学に対する通知を調整する。
16. CRT 委員長あるいはCRT メンバーは、適切な職員との協働により、大学代表者の一人あるいはカウンセリングおよび学生発達センターの下、友人や親交のあった人物が追悼の集いあるいは追悼式を行うことを希望しているかどうかを判断する。学生課副課長室は、学生の家族に出席への招待を伝える。
17. CRT 委員長あるいはCRT メンバーは、ホームズ学生センターおよび住居・食事部門と協力して、追悼式および参列者が署名する追悼の本を含め、一連の追悼儀式を定める。この追悼の本は学生の家族に贈呈される。自殺の場合、追悼儀式の妥当性はカウンセリングおよび学生発達センター所長との協議の上判断される。
18. 学生の両親／保護者および学生の親戚に対する公式書簡は、すべて学生課副課長室から送付される。書簡には、学生の家族と大学との間の公式手続きを終える上で必要となる情報／指示が記載される。払い戻しはすべてしかるべき部門が対応し、会計室により処理される。
19. CRT 委員長は、必要な場合、報告および進行中の取り組みの必要性を判断するため、本件に関係している適切な職員による会議を招集する。

#### 学生の家族が直面する危機

NIU の学生が家族の危機に直面している（家族の死あるいは入院）との連絡を学生課職員が受けた場合には、以下の手順に従う。

1. 学生課副課長室に連絡し、入手可能な情報を共有する。
2. 学生課副課長室は、学生に連絡し、家族に連絡するよう要請する、適任の学生課職員を定める。
3. 職員は、学生に対し、カウンセリングおよび学生発達センターへの照会等、適切な援助および支援の提供を申し入れる。
4. 学生が長期間に渡ってキャンパスを離れる必要がある場合、学生課副課長室は既存の手順

に則り、教員に通知する。

### 危機発生時におけるメディアへの対応手順

#### 学生寮あるいは大学アパートにて

1. 学生寮あるいは大学アパートにおける危機のために、マスコミ関係者がキャンパスを訪れた場合、危機対応チームの対応者は、大学警察および住居・食事部門との協働の下、メディア室を定める責務を担う。メディア室は危機が発生した学生寮に設けられてはならない。
2. 危機対応チームの対応者は早急に CRT 委員長に連絡する。CRT 委員長は学生課副課長に連絡する。
3. 勤務中の学生寮長はマスコミ関係者およびメディア室の対応を行うコミュニティ顧問を二名任命する。一人はメディア室に常駐し、もう一人はマスコミ関係者を該当する場所へ案内する責務を担う。
4. 広報部門の代表者あるいは被任命者は、学生課副課長と相談の上、メディアに情報を提供する。
5. 学生寮あるいは大学アパート居住の学生で、メディアが用いる情報収集を目的とする者は、その他のマスコミ関係者と共に特定されたメディア室に入るよう、要請を受ける。他のメディア関係者と同じ立場となる要請に応じない学生は、住居・食事部門あるいは危機対応チームのメンバーからいかなる情報提供も受けることができない。また危機の現場に近づくことも禁じられる。

### 性的暴力に関する指針

#### A. 総則

ノーザン・イリノイ大学は、学生、職員、教員、あるいは訪問者に対するいかなる性的暴力、レイプ、性的虐待も容認しない。学生に対する性的暴行に関する大学内部での提訴は調査され、大学司法制度により適切と判断される懲戒処分が下される。

性的暴行を防止するための現行対策の一環として、また様々な安全対策に加えて、NIUではあらゆる経路を通じて関連する教育情報やプログラムを提供する。大学の住居に居住予定の学生の中に公的に登録された性犯罪前科者が含まれる可能性に関しては、大学警察に問い合わせる (NIU 学生寮規定 III E セクション参照のこと)。性的暴力に関する統計の報告・発表に関連するすべての連邦政府／州の法律を遵守することを大学の方針とする。

B. 性的暴力の被害者に対する一般的支援

- 全大学職員は、性的暴力に関するすべての報告を深刻に受け止め、思慮を持って提訴に対応する。ここには、被害者が何らかの形で性的暴力に加担しているなどと言及しないことが含まれる。
- NIUでは、性的暴力は個々人の身体に対する暴力であるのみならず、個人の尊厳および自己意識の侵害であると理解する。性的暴力の被害者自身、そして彼／彼女の事件後のプライバシー保持の支援に関する選択権を尊重し、学生司法報告、正式なセクシャル・ハラスメント申し立て、あるいは被害者個人の刑事訴訟を起こすかどうかの決定権は、被害者個人に委ねられる。援助可能な資源について話し合いが行われるものの、大学コミュニティのすべてのメンバーは、被害者が性的暴力を報告する／しない、あるいは過小に報告することへの要求を自制する。大学はすべての情報源から得られる情報を用いて事件を調査する権利を持つ。また性的暴力を行った可能性のある個人を逮捕する上で、キャンパス、地域、州、連邦政府の法執行機関による取り組みに協力する。
- 対人暴力対応チーム (IVRT) 室 (下記 F 部分を参照のこと) に性的暴力を報告した被害者は、当該室より、利用可能な支援サービスおよびに刑事訴訟を起こす上での選択肢に関する情報を得る。大学職員は、性的暴行の被害者が目に留まった場合、当該学生を適切な IVRT 室に照会することが望まれる。
- 被害者学生は、医療、カウンセリング、およびその他サービスを利用できる。IVRT メンバーは、学生が利用可能なサービスと類似する資源への照会を通じて、その他被害者を支援する (下記 F 部分を参照のこと)。

C. 大学における申し立てシステム

- 被害者となった学生は、大学司法制度により、他の学生に対し告訴状を提訴する権利を持つ。正式な告訴状提訴のために、被害者は司法事務室に出向き、あるいは電話にて連絡をとり、IVRT 担当官あるいは司法官に相談する。被害者は、申し立てを提訴するののかしないのかを決定する権利を持つ。NIU は変更が要請された場合、状況に応じて、また合理的に可能な範囲において、被害者の学年度の予定およびキャンパス内居住環境を変更する。
- 大学司法制度の手順と方針は、『学生行動規範』に詳細に記載されている。『学生行動規範』は、司法事務部門 (キャンパス・ライフ棟280号室、(815)-753-1572) あるいは NIU ホームページ内キャンパス支援サービス: 司法事務部門にて提供されている。これらの手順は、関係者一同の権利を尊重したものである。容疑者および告訴人はそれぞれ聴聞に二人の人物を同行させる権利を持つ。弁護士は大学司法委員会あるいは担当官に直接当たる

ことは認められないが、顧問として助言することが可能である。容疑者および告訴人は、ともに疑惑の性犯罪に関する手順の結果について伝えられる。有罪判決後、大学司法手順に則って課される制裁は、戒告から除籍に及ぶ。

- 性的要素が含まれる大学職員に対する申し立ては、検討と適切な措置のため、大学のアフーマティブ・アクション室および公正サービス部門に提起される。
- 訪問者に対する性的暴行、レイプ、性的虐待に関する申し立ては、検討と適切な措置のため、NIUの公共安全部門に提起される。

#### D. 刑事責任の追及

性的暴行の被害者はすべて、大学内で事件報告書を提出するほか、適切な地域の法執行機関において刑事訴訟を起こす個人的権利を持つ。大学はこれらの権利を明らかにし、要請された場合には、訴訟の過程で学生に対し合理的な支援を提供する。刑事責任の追及に関する詳しい情報は、大学警察（815-753-1212）あるいは司法事務部門（815-753-1572）、あるいはその他IVRT室（下記「F」参照のこと）に照会されたい。最終的に犯罪を報告する、あるいは申し立てを行うか否かは、各訴訟者の判断に委ねられる。告訴の手続きを遅延する被害者は、調査を脅かす可能性がある。刑事訴訟を起こす場合、告訴者は法執行機関に該当するすべての詳細と証拠を提供することが望ましい。攻撃者に対する訴訟事件を支持する法医学的証拠は、早急に、可能な限り数時間内に収集する（下記「E. 性的暴力後の医療」参照のこと）。被害者は、証拠保存のため、調査前に入浴したり、灌水したり、シャワーを浴びたり、服を着替えたりしないことが望まれる。

#### E. 性的暴力後の医療

性的暴力の被害者は、キシューキー・コミュニティ病院の救急医療室において、営業時間内、夜間、週末に医療保険部門により提供される医療サービスを受けることが望まれる（被害者は、病院の救急医療室に来る性的暴力／虐待サービス部門の担当者により提供される擁護者の支援を受けることが可能）。適切な場合、医療サービスには身体的損傷および病気の診察、妊娠の可能性の認識、また刑事裁判を前提とする場合には、攻撃者に対する訴訟事件を支持する物理的証拠の収集が含まれる。こうした証拠は、早急に、可能な限り数時間内に収集する（上記「D. 刑事責任の追及」参照のこと）。

#### F. 対人暴力対応チーム（IVRT）による学生へのサービス

NIUの対人暴力対応チームは、性的暴力の被害者となった学生に救急および継続支援サービスを提供する。すべてのサービスは内密に行われる。サービスには以下が含まれる。（ただしこれに限らない）。

- NIU保健サービス部門は必要な治療および医療を継続して提供する（815-753-1311）。

- NIU 大学警察\* は、被害者への聞き取りおよび状況証拠の収集を行い、報告された性的暴力の事件を調査する。また起訴の可能性のため、引き続き調査を行う（815-753-1212）。\*被害者が、キャンパス外のデカルブ市内で性的な暴力を受けた場合には、デカルブ市警察（815-748-8400）が上記のサービスを提供する。
- NIU カウンセリングおよび学生発達センターは、被害者に対面カウンセリングおよび継続した支援を提供する。また診察時および警察による調査時の支援、さらに性的暴力の二次被害者への支援およびカウンセリングを行う（815-753-1206）。
- NUI 司法事務部門は、性的暴力を管理する上での懲罰の再検討を行い、適切と判断される場合には、被害者の安全を確保するために一時的な制裁を発表する（815-753-1571）。
- セーフ・パッセージ（キャンパス外提携機関）は、危機介入に対するカウンセラー／擁護者への24時間のアクセスを提供する。また被害者および二次被害者に対する対面および電話でのカウンセリングおよび継続支援を提供する。さらに診断時、検察調査時、法的手続き時における支援を提供する。また照会サービスを提供する（815-758-7922）。

#### G. 教育情報およびプログラム

性的暴力、その実態、および防止に関する情報やプログラムは、学生を対象としたものに関しては健康増進部門が、教員に関しては人事部門が調整する。こうした取り組みには、新入生を対象とした必須の性的暴行防止ワークショップ、居住施設および大学の建物内におけるポスターやチラシ、大学新聞『ノーザン・スター（Northern Star）』での広告、授業、居住施設、およびその他当該環境での発表やワークショップが含まれる。

#### H. 守秘義務および大学への報告に関する手順

「B」に詳しく述べた通り、被害者はプライバシーの権利および報告提出の有無を決定する権利を持つ。IVRT 室は、被害者の合意なしに被害者のプライバシーを危険にさらす可能性のある被害者の氏名やその他識別可能な事件関連情報を公表しない。ただし、説得力を持って明確に記載された、誠実な情報公開に関する法的強制が存在する場合を除く。さらに、カウンセリングおよび学生発達センターや保健サービス部門などの機関は、州法律および書面での発表を伴わない公表からの職業倫理にさらに規制される。被害者および大学コミュニティの安全を確保するために大学側が行動を起こす必要がある場合には、予期しうる範囲において被害者のプライバシーを危険にさらさない形で行われる。

IVRT 担当官は、IVRT 調整官（IVRT 室のいずれかから学生課副課長により任命された者）に対し、一般的な IVRT 報告形式に則り、匿名で性的暴力の報告を作成する（被害者の特定につながる氏名やその他識別情報なし）。IVRT 調整官は、これらの形式から得られた情報を、計画やチーム調整の目的、あるいは必要な場合には法律により求められる大

学統計報告のデータとして、その他 IVRT 室と共有することができる。

合理的な相互関係の問題として、また事実を迫及する大学側の関心および被害者のプライバシーの尊重として、被害者および事件の目撃者はすべて、公共のマスコミ関係者と事件の詳細について個人的に話すことを制限・回避する。被害者および目撃者によるこの自制は、当該調査の一貫性および有効性の妨害を回避する上で必要かつ適切である。

#### I. 対人暴力プログラムおよびネットワーク構築委員会

キャンパスおよび地域社会の法執行機関およびサービス提供者により構成される本委員会は、「性的暴力の防止、法の執行、および被害者への対応に関する組織的な取り組みを保証するために、地域社会の指導者およびサービス提供者と調整すること」を目的として州命令 110 ILCS 12/10 に特定された地域の対策委員会として機能する。学生課が委員会／対策委員会を調整する。

#### J. 要約

要約として、NIU は、安全対策、教育、性的暴力の発生を減少させるための指針を通じて強化された誠実な努力を行う。大学の指針および意図に反し、あらゆる環境において、性的暴力などの問題が起こりうる可能性は否めない。NIU としては、こうした場合、すべての関係者を人道的かつ法律と指針の範囲内において扱う。

本文書は、1990年に制定された犯罪意識およびキャンパス保障法、改正 20 USC 1092(f) の該当部分を遵守するものであり、連邦規制 34.CFR 668.47(a)(12) を遵守するものである。本指針文書は、今後州法・連邦法における改正に対応するため、必要に応じて大学により改正される。

#### ノーザン・イリノイ大学指針

1998年8月4日制定

2005年8月18日改定

2006年9月15日改定

2007年8月27日改定

### III. 今後に向けて

アメリカの学校危機対応モデルについて瀧野（2012）は、一次予防（prevention）、二次予防



(intervention)、三次予防 (postvention) が関連し、予防、緩和・軽減 (潜在的危機の評価) → 準備・備え (危機を源治、安全の保持) → 初期対応 (即座の対応、長期対応) → 回復過程 (身体的、社会的、情緒的回復促進、大人を訓練) → 予防、緩和・軽減というように循環するアメリカ教育省による学校危機対応モデルである紹介している。上記 NIU のマニュアルについてもこうした一連の循環モデルを取り入れたものであるといえるのではないだろうか。学内・外、寮、施設など事件や事故の発生場所、学生の死、性的暴行、自殺未遂などの状況の違いこそあれ、基本的に危機対応チームが招集・構成され対応していくことに関しては共通である。そしてその内容は銃社会であるアメリカならではの発想と対応が主であり、日本の置かれた危機状況とは共通部分もあるが大きく異なる点もいくつか見られる。

日本での危機管理に関する規定として、2009年4月既存の学校保健法に学校の安全管理の情報が加えられ、学校保健安全法に改題され、安全・安心を重要視した取り組みがされてきた。その後、2013年3月、東京都教育委員会は、児童・生徒の生命及び身体の安全確保を図るため、阪神淡路大震災を教訓として策定された「学校防災マニュアル」をあらゆる危機に対応する「学校危機管理マニュアル」として改訂しホームページ上に掲載している。内容としては、危機管理総論に始まり、学校危機管理の編では、第1部の自然災害 (震災編) として事前の対策、応急対応 (震災発生後の対応)、事後対応 (教育活動の再開に向けて)、第2部 自然災害 (風水害、津波、火山噴火編)、第3部 事件・事故 (第1章防犯編、第2章新興感染症編、第3章大規模な事故編、第4章テロ、NBCR 災害編) および補足資料として災害情報の収集例、本庁及び所の職員参集マニュアル、参考資料として交通規制地図、給水拠点一覧、児童・生徒の心のケアなど様々な危機を想定した細かな対応マニュアルを策定している。

上記の教育委員会のマニュアルは、児童生徒に対してのものであるが、大学における学校危機管理マニュアル策定は、神戸大学、新潟大学、東京大学、京都大学、香川大学、筑波大学、鹿児島大学など国立大学では93%が危機管理基本方針、ガイドライン、個別マニュアルなどの対策を取り、明文化しているものの、私学での対策・対応は遅れていると思われる。内容的には、基本的に文部科学省の示している「学校の安全管理に関する事例集 (2003)」や上記の東京都をはじめ県市町など行政が示している規程やマニュアルに準じているが、キャンパスが分散している北海道教育大学や日本体育大学など、設置学部の特化したマニュアル作成をしている鹿屋体育大学、藤田保健衛生大学、名古屋市立大学など、国際交流や留学の安全と危機管理を中心とした早稲田大学、九州大学、法政大学など、それぞれの大学が抱えている独自の事情により様々なものが存在している。

2011年3月の東日本大震災発生後南海トラフ巨大地震への懸念が浮上したことを受けて、M8～9クラスの東海・東南海・南海連動型地震は30年以内の発生率が60～70%とも言われて

いる（地震調査委員会 2013）。古来より地震や津波、火山噴火など自然災害に遭遇してきた日本に於いて、危機管理は必要不可欠であり、2004年4月には防災や環境の面から暮らしの安全を守るために「危機管理システム学科」「環境危機管理学科」「医療機器管理学科」「工学技術危機管理学科」「動物危機管理学科」の5学科から成る「危機管理学部」が千葉科学大学に設立され、さらには企業や大学における危機管理のリスク分析、危機対応企画提案、危機管理マニュアル作成、危機管理セミナー、緊急時の対策本部運営支援、現地救援活動などを担う民間会社まで出現してきている。

大学においても、幼少中高等学校や企業同様、さらに各大学独自の第1次予防としての危機管理マニュアル作成や第2次予防としての具体的対応、第3次予防としてのアフターケア等に真摯に向き合い、バージニア工科大学失態を受けNIUが対策・対応したように、日本の大学でも様々な危機を想定し、対応に取り組む必要がある。本稿では、NIU 2007-2008年度版のマニュアルを紹介したが、近年手に入れた2012-13年度版の紹介と今回消化した2007-2008年度版との比較ならびに日本とアメリカの危機管理対策規程やマニュアル内容の比較については近日中に報告したいと考えている。

#### 参考文献

- (1) 石川雅健 アメリカと日本の文化比較を基盤とした大学のあり方に関する一考察 愛知学院大学教養部紀要第56巻第4号 平成21（2009）年3月25日
- (2) 石川雅健 Northern Illinois University におけるシューティング事件をとおしてみた大学の危機管理について 心理臨床 名古屋大学発達心理精神科学教育研究センター 心理発達相談室紀要 第26巻 2011年3月
- (3) Northern Illinois University Crisis Response Policy and Procedure 2007-2008
- (4) 学校危機管理の基礎と実践 大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 平成23年3月31日
- (5) 瀧野揚三 学校危機対応 附属池田小学校メンタルサポートチームでの取り組みから 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 心理発達科学 59 2012